

寄附金に係る税制の優遇措置に関するご案内

平成29年1月

「筑波大学基金」への寄附金については、**所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した特定寄附金及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した指定寄附金**に該当し、また、筑波大学基金の「修学支援事業基金」への寄附金については、平成28年度税制改正により租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号及び第3項に規定する税額控除対象法人として認可を受けた寄附金に該当することから、一定の手続きをしていただくことにより税制の優遇措置を受けることができます。

個人寄附者の方については、所得税の所得控除又は税額控除、及び個人住民税の税額控除について、また法人からの寄附については法人税の損金算入についてご案内致しますので、こちらを参考にお手続きいただけますと幸いです。

なお、いずれのお手続きに関しても、本学が発行する「寄附金受領証明書」が必要になることから、本ご案内と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。

個人寄附者の方へ（所得税及び住民税に係る寄附控除のご案内）

本学への寄附金は、税務署に当該年の確定申告をしていただくことにより**所得税の寄附金控除**が受けられます。また、別紙「寄附金税額控除の対象として本学が指定された都道府県及び市町村一覧」（以下「別紙一覧」という。）に住所を有する寄附者の方は併せて、**個人県民税及び個人市町村民税の寄附金税額控除**の適用を受けることができます。

対象者及び算出方法は次の通りです。

区 分	対 象 者	算出方法
所得税 (所得控除)	個人寄附者	(寄附金額※ - 2千円) ※当該年中の総所得金額等の40%が限度
所得税 (税額控除) ※修学支援事業基金の み選択可	個人寄附者	(寄附金額※ - 2千円) × 40% ※当該年中の総所得金額等の40%が限度 (控除対象額は当該年の所得税額の25%が限度)
個人県民税 (税額控除)	個人寄附者のうち 翌年1月1日現在で別紙一覧 の県に在住の方	(寄附金額※ - 2千円) × 4% ※当該年中の総所得金額等の30%が限度
個人市町村民税 (税額控除)	個人寄附者のうち 翌年1月1日現在で別紙一覧 の市町村に在住の方	(寄附金額※ - 2千円) × 6% ※当該年中の総所得金額等の30%が限度

- ・各控除とも、本学の他に寄附金税額控除対象団体へ寄附を行っている場合はその合計額となります。
- ・市町村民税は1月1日現在で居住している市町村に納税することとなっているため、寄附金をお納めいただいた年に転入又は転出されたとしても、翌年1月1日の住所により判断されます。
- ・本学への寄附金を寄附金控除の対象とする市町村及び算出方法は平成26年1月1日現在のものです。

1. 所得税の寄附金控除についてのお手続き

本学が発行する「**寄附金受領証明書**」を持参のうえ、お住まいの地域を管轄する税務署で当該年の確定申告を行っていただきます。修学支援事業基金へご寄附いただき、税額控除を選択される方は、本学からお送りする「**税額控除に係る証明書(写)**」のご提出も必要となります。個人県民税及び個人市町村民税の税額控除の対象となられる方は、当該確定申告をもって同時に手続きが可能です。

2. 個人住民税（県民税・市町村民税）の寄附金控除についてのお手続き

給与所得者又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみ受けようとする方の税額控除の申告については、寄附金をお納めいただいた年の翌年1月1日現在の住民地の市町村に対する簡易な申告によることができます。詳細については、各市町村の税務担当窓口にお問い合わせ願います。

3. 別紙一覧の県に在住の個人寄附者（転入される方も含む）の方へ

個人住民税の寄附金税額控除にあたっては、寄附者個人でお手続きいただくほか、別紙一覧の県からの要請に基づき本学が別紙一覧の県及び市町村に**個人寄附者の氏名・住所・寄附金額・寄附年月日の情報を提供**することとされておりますので、ご理解とご了解いただきますようお願いいたします。

法人ご担当者の方へ（法人税に関するご案内）

本学にお納めいただいた寄附金は、税務署に当該年の確定申告をしていただくことによって**寄附金額全額の損金算入**が可能です。確定申告のお手続きの際には本学が発行する「**寄附金受領証明書**」が必要となります。

【本件お問合せ先】

筑波大学連携・渉外室

TEL：029-853-2178

FAX：029-853-6576

E-mail：futureship@un.tsukuba.ac.jp

寄附金税額控除の対象として本学が指定された都道府県及び市町村一覧

(平成 29 年 2 月 1 日現在)

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
千葉県			一宮町		八千代町
	銚子市		睦沢町		五霞町
	市川市		長生村		境町
	館山市		白子町		利根町
	木更津市		長柄町	神奈川県	
	野田市		長南町		相模原市
	茂原市		大多喜町		横須賀市
	成田市		御宿町		平塚市
	佐倉市		鋸南町		鎌倉市
	東金市	茨城県			小田原市
	旭市		古河市		茅ヶ崎市
	習志野市		石岡市		逗子市
	勝浦市		結城市		三浦市
	鴨川市		下妻市		厚木市
	君津市		常総市		伊勢原市
	富津市		常陸太田市		海老名市
	四街道市		高萩市		座間市
	袖ヶ浦市		北茨城市		南足柄市
	八街市		笠間市		綾瀬市
	印西市		取手市		葉山町
	白井市		つくば市		寒川町
	富里市		鹿嶋市		大磯町
	南房総市		潮来市		二宮町
	山武市		守谷市		中井町
	いすみ市		那珂市		大井町
	酒々井町		筑西市		松田町
	栄町		坂東市		山北町
	神崎町		桜川市		開成町
	多古町		神栖市		箱根町
	東庄町		行方市		真鶴町
	大網白里市		鉾田市		湯河原町
	九十九里町		大洗町		清川村
	芝山町		東海村		
	横芝光町		大子町		

※ 1 上記は、現在、本学に対する寄附金の条例指定が確認できた都道府県及び市町村の一覧です。
最新の状況及び上記以外については、居住している市町村にお尋ねください。

※ 2 上記一覧のうち市区町村の指定がない場合は、上記一覧に記載されている都道府県民税の寄附金
税額控除及び所得税の寄附金控除のみとなります。